福岡都市圏南部最終処分場維持管理記録

廃棄物の処理及び清掃に関する法律　第9条の3第7項にもとづく記録

（閲覧開始日：平成28年10月31日）
（追　記　日：平成　年　月　日）
福岡都市圏南部環境事業組合

1 処分した廃棄物（平成28年9月分）

種 類	一般廃棄物焼却残渣
台 数	**114** 台
重 量	**1,086.59** t

2 周縁地下水の水質

(1) 最終処分場

測定結果									
水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目		採取年月日	採取場所			地下水等適合基準		測定結果の得られた年月日	測定頻度
			上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)	基準値	定量下限値		
1	塩化物イオン	**平成28年9月7日**	**67mg/L**	**20mg/L**	**7.7mg/L**	－	0.1	**平成28年9月20日**	月1回
2	アルキル水銀	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	-	年1回
3	総水銀	-	-	-	-	0.0005mg/L以下	0.0005	-	〃
4	カドミウム	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.0003	-	〃
5	鉛	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	〃
6	六価クロム	-	-	-	-	0.05mg/L以下	0.005	-	〃
7	砒素	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	〃
8	全シアン	-	-	-	-	検出されないこと	0.1	-	〃
9	ポリ塩化ビフェニル	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	-	〃
10	トリクロロエチレン	-	-	-	-	0.03mg/L以下	0.003	-	〃
11	テトラクロロエチレン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	〃
12	ジクロロメタン	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.002	-	〃
13	四塩化炭素	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	〃
14	1,2-ジクロロエタン	-	-	-	-	0.004mg/L以下	0.0004	-	〃
15	1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.01	-	〃
16	1,2-ジクロロエチレン	-	-	-	-	0.04mg/L以下	0.004	-	〃
17	1,1,1-トリクロロエタン	-	-	-	-	1mg/L以下	0.1	-	〃
18	1,1,2-トリクロロエタン	-	-	-	-	0.006mg/L以下	0.0006	-	〃
19	1,3-ジクロロプロペン	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	〃
20	チウラム	-	-	-	-	0.006mg/L以下	0.0006	-	〃
21	シマジン	-	-	-	-	0.003mg/L以下	0.0003	-	〃
22	チオベンカルブ	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.002	-	〃
23	ベンゼン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.002	-	〃
24	セレン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	〃
25	1,4-ジオキサン	-	-	-	-	0.05mg/L以下	0.005	-	〃
26	塩化ビニルモノマー	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	〃
措置の必要性		なし							

3 放流水の水質

浸出水処理設備　　・採取場所　総合放流槽　　・放流先　大野城市公共下水道

測定結果							
水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目		採水年月日	測定値	下水排水基準		測定結果の得られた年月日	測定頻度
				基準値	定量下限値		
1	カドミウム及びその化合物	－	-	0.1mg/L以下		－	年1回
2	シアン化合物	－	－	1mg/L以下		－	〃
3	有機燐化合物	－	－	1mg/L以下		－	〃
4	鉛及びその化合物	－	－	0.1mg/L以下		－	〃
5	六価クロム化合物	－	－	0.5mg/L以下		－	〃
6	砒素及びその化合物	－	－	0.1mg/L以下		－	〃
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	－	－	0.005mg/L以下		－	〃
8	アルキル水銀化合物	－	－	検出されないこと		－	〃
9	ポリ塩化ビフェニル	－	－	0.003mg/L以下		－	〃
10	トリクロロエチレン	－	－	0.3mg/L以下		－	〃
11	テトラクロロエチレン	－	－	0.1mg/L以下		－	〃
12	ジクロロメタン	－	－	0.2mg/L以下		－	〃
13	四塩化炭素	－	－	0.02mg/L以下		－	〃
14	1,2-ジクロロエタン	－	－	0.04mg/L以下		－	〃
15	1,1-ジクロロエチレン	－	－	1mg/L以下		－	〃
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	－	－	0.4mg/L以下		－	〃
17	1,1,1-トリクロロエタン	－	－	3mg/L以下		－	〃
18	1,1,2-トリクロロエタン	－	－	0.06mg/L以下		－	〃
19	1,3-ジクロロプロペン	－	－	0.02mg/L以下		－	〃
20	チウラム	－	－	0.06mg/L以下		－	〃
21	シマジン	－	－	0.03mg/L以下		－	〃
22	チオベンカルブ	－	－	0.2mg/L以下		－	〃
23	ベンゼン	－	－	0.1mg/L以下		－	〃
24	セレン及びその化合物	－	－	0.1mg/L以下		－	〃
25	ほう素及びその化合物	－	－	10mg/L以下		－	〃
26	ふっ素及びその化合物	－	－	8mg/L以下		－	〃
27	1.4-ジオキサン	－	－	0.5mg/L以下		－	〃
28	フェノール類	－	－	5mg/L以下		－	〃
29	銅及びその化合物	－	－	3mg/L以下		－	〃
30	亜鉛及びその化合物	－	－	2mg/L以下		－	〃
31	鉄及びその化合物（溶解性）	－	－	10mg/L以下		－	〃
32	マンガン及びその化合物（溶解性）	－	－	10mg/L以下		－	〃
33	クロム及びその化合物（溶解性）	－	－	2mg/L以下		－	〃
34	水素イオン濃度	**平成28年9月8日**	**7.2**	5以上9以下	－	**平成28年9月15日**	月1回
35	生物化学的酸素要求量(BOD)	〃	**0.9**	5日間の600mg/L未満	0.5	〃	〃
36	浮遊物質量(SS)	〃	**定量下限値未満**	600mg/L未満	1	〃	〃
37	ノルマルヘキサン抽出物質含有量　（鉱油類）	－	－	5mg/L以下		－	年1回
38	ノルマルヘキサン抽出物質含有量　（動植物油脂類含有量）	－	－	60mg/L以下		－	〃
措置の必要性		なし					

注 ・「検出されないこと」とは、当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。　　・「定量下限値」とは、その分析法で正確に定量できる最低濃度のことをいう。

4 施設の点検

項 目	点検日	点 検 箇 所	異常の有無
擁壁等	**平成28年9月29日**	天端コンクリート	**無**
		堤外地側	**無**
遮水工	**平成28年9月29日**	左岸側	**無**
		右岸側	**無**
		貯留締切堤	**無**
調整池	**平成28年9月29日**	浸出水調整池	**無**
浸出水処理設備	**平成28年9月29日**	浸出水調整槽	**無**
	日常点検	処理設備	**無**
		送水管	**無**
措置の必要性	**なし**		

5 ダイオキシン類の測定

測 定 結 果							
項 目	採取年月日	最終処分場			**水質環境基準値** （ 周縁地下水 ）	測定結果の 得られた年月日	測定頻度
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)			
ダイオキシン類濃度	**－**	**－**	**－**	**－**	1pg-TEQ/L以下	**－**	年1回
措置の必要性	－						

項 目	採取年月日	浸出水処理施設 （ 総合放流水 ）	**水質排出基準** **（ 放流水 ）**	測定結果の 得られた年月日	測定頻度
ダイオキシン類濃度	－	－	10pg-TEQ/L以下	**－**	年1回
措置の必要性	－				

6 残余の埋立容量

規定項目	測定年月日	測定結果	測定頻度
残余の埋立容量	**－**	**－**	年1回